

第1章 誕生期

before 1975年—1984年

文明開化、そして第二次世界大戦による焼け野原からの復興と高度成長。こうした日本の発展を支えてきた根幹に教育があります。

明治時代から社会のニーズに応じて育まれてきた庶民の職業教育の場は、多様な発展を遂げ、1975〔昭和50〕年に学校教育法に専修学校として明記され、専修学校制度が発足しました。



大阪万博会場。1970年9月6日。

before
1975

昭和50年以前

前史

人々の旺盛な学びの意欲に添えて

今日の専門学校（専修学校専門課程）、高等専修学校（専修学校高等課程）、そして専修学校（一般課程）。

これらのルーツは、明治、大正、昭和から連続と続く、各種学校にあります。

小中高、そして大学が、してこなかったこと、できないことを、時代の求めに応じて提供してきました。

明治時代に始まる 専修学校のルーツ

今日の専修学校制度は1975〔昭和50〕年に、学校教育法の改正によって成立したものです。その母体は、明治時代から続いている各種学校にあります。

明治政府は1872〔明治5〕年に「学制」を、1879〔明治12〕年には「教育令」を定め、公教育の体制を築いていきました。

一方、その官製の枠組みとは別に、個人の志に発して、あるいは人々の学習意

欲に添えて、次々と多様な学びの場が開かれていきました。「教育令」は、公教育施設と、その枠に納まりきれない教育施設、人材育成機関について、「学校ハ

小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス」としました。ここに記された「各種ノ学校」が「各種学校」の呼称の由来です。

小学校令、中学校令など学校種別の法令が制定される中、「各種ノ学校」はそれらには入れられず、私立学校令（1899〔明治32〕年）の適用を受けました。

各種ノ学校は、小学校に相当するものから、職業教育を行う施設、高等教育に相当する教育機関、そして花嫁修業の教室など、規模も内容も文字通り各種の学校が開校しました。また、公教育を補完する役割を果たしたのもあれば、独自の教育を行ったものもありました。

大正期には小学校に相当する各種学校が多く、昭和10年代には中学校校、実業学校、高等女学校に相当する各種学校が

さかんとなり、生徒数は約40万人となりました。

官による教育体系の下になく、官にしばらく代わらない、支えるのは校主の理念と手腕、講師の情熱、学習者の学ぶ意欲のみ、それが各種学校だったのでした。

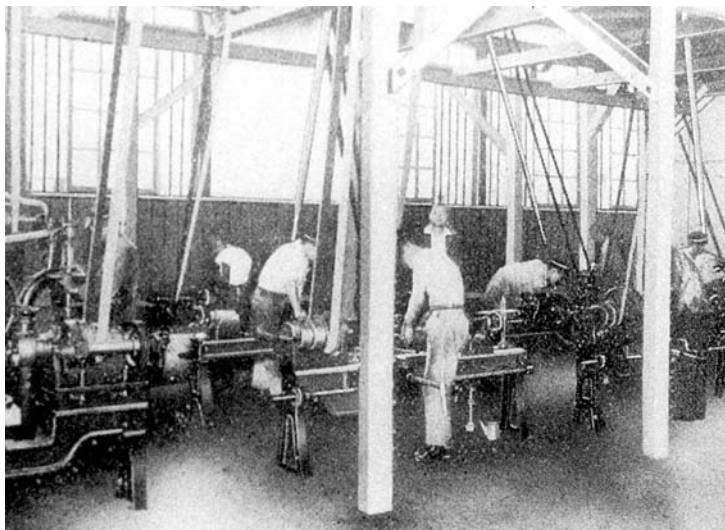
大恐慌、団体の結成へ

各種学校の多くは経営基盤が脆弱でした。社会、経済の動向に対して、柔軟に対応することなしには存続し得ないともいえました。

1929〔昭和4〕年、日本を大恐慌が襲い、公立学校では教員の俸給不払い、かく首などが起こりました。

各種学校においては、急速に経営環境が悪化する中、同年、東京私立学校協会を設立します。

1931〔昭和6〕年、鉄道院が各種



旋盤工、仕上工の養成機関の実習風景1940〔昭和15〕年。

学校に対して学割の廃止を打ち出すと、同協会を中心に抗議の声上がり、陳情が行われました。

社会の求める教育を、独自の理念と教育手法に基づいて提供する教育機関である各種学校の存立基盤を確かなものにする、そのための全国規模の運動がここに始まります。

廃墟からの復興、 「教育の自由化」とともに急増

1945〔昭和20〕年8月15日、終戦を迎え、焼け跡からの日本の復興が始まります。

GHQ（連合国最高司令部）が、五大改革の一つとして掲げたものが「教育の自由化」でした。

教師1人以上、常時40人以上の生徒を擁するものは、私塾とされていたものも含め、すべて学校と認めるとされました。

これによって、各種学校は、1945〔昭和20〕年には507校、生徒数約8万1000人だったのが、2年後には約1000校、14万6000人に急増します。中でも、「子どもの服は母親が作る」など和裁、洋裁は女性のたしなみとされ、和・洋裁学校に女性が集。1955〔昭和30〕年には、各種学校の生徒数95万8282人のうち、女性が7万3762人で、約8割を占めました。

新しい教育制度と各種学校

日本国憲法が1946〔昭和21〕年11月3日に公布されます。これに基づいて、1947〔昭和22〕年3月、教育基本法、学校教育法が制定され、新生日本の教育

の骨格、新制の学校制度が世に示されました。

学校教育法の第一章、総則に「学校の範囲」が示され、第一条「学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」と規定しました。これらは、後に「二条校」と呼ばれるようになる学校です。

この教育体系は、いわゆる単線型といわれ、進路によって進む学校が分かれないう単一のシステムで、その典型といわれているのがアメリカの教育制度です。

戦前は、複数の進路を設ける複線型で



高度成長期の理美容学校の授業風景。

した。ドイツがこの典型で、指導層と技術・技能職を分けて養成しやすい教育体系です。初等教育は単一で、その後、進路によって分かれることから分岐型、あるいはフォーク型ともいいます。なお、ヨーロッパなどでは上流階級とそうでない階級とで教育制度が分離している国があり、これを複線型と呼ぶ場合もあります。

戦後の日本の教育体制は、単線型となりましたが、その単線型を超えて多様な教育を行ったのが各種学校です。

学校教育法の第八章、雑則の第八十三条は「第一条に掲げるもの以外のもの、学校教育に類する教育を行うものは、これを各種学校とする」としました。

1948〔昭和23〕年3月1日には、通達「各種学校の取扱いについて」が出されます。

「二以上の教科もしくは技術又はこれらの双方を教授する教育施設にして、二名以上の教員と二十名以上の生徒を有するもの」はすべて各種学校と認めることになり、それによって、1949〔昭和24〕年には、学校数3402校、生徒数

は45万人近くに増えていきました。

私立学校法に規定された 各種学校

当時、私立学校は、施設は戦災で破壊され、資産は戦後のインフレで価値を失い、預金は金融緊急措置令で封鎖され、新学制の実施にあたって施設・設備の充実を図らなければならぬ状態にありました。そのうえ、新憲法の下では私学に公の財産の支出が認められないとの議論が起こり、窮地に追い込まれていたのです。これを解決する法律として、1949〔昭和24〕年12月15日、私立学校法が公布されました。

同法は、各種学校について、第四章、雑則、第六十四条で規定しています。各



テレビ時代を先取りして、各種学校が実習に取り入れる。1953〔昭和28〕年。

種学校の設置廃止などについては、都道府県知事に私立学校審議会の意見を聞くことを義務づけました。

また、学校法人は、一条校以外に各種学校を設置でき、各種学校の設置のみを目的とする準学校法人を設立することができるとなりました。準学校法人の認可基準は次の通りです。

- ① 修業年限1年以上、授業時数1年680時間以上。
- ② 生徒定数150人以上。
- ③ 生徒定数に応じ相当数の専任教員を有すること。
- ④ 学校の経営が営利企業的でないこと。

同時に、基準に該当するものでも認可に当たっては、目的、教育課程、教員の教養程度、資産等につき公認の学校として適当であるかどうかを審査しなければならない。

各種学校規程が制定され、認可基準は都道府県の条例で定められる

各種学校は、学校数、生徒数ともに大きく伸びる中、各都道府県での格差が目立つようになりました。そこで、195



ドラフター（製図機器）を導入しての製図の実習1960〔昭和41〕年。

6〔昭和31〕年12月5日、各種学校規程が公布され、次のように定められました。

- ① 修業年限1年以上（簡易に修得できる技術、技芸等の課程は3か月以上1年未満）。
- ② 授業時数1年以上の課程は1年に680時間以上（1年未満の課程では修業期間に応じて）。
- ③ 同時に授業を行う生徒数は40人以下、課程及び生徒数に応じて必要な数の教員（3人を下ることはできない）を置く。

経済の混乱の中にあつた1948〔昭和23〕年12月に立ち上がったのが、東京の新宿区各種学校協会でした。その呼びかけで翌年、1949〔昭和24〕年4月2日に東京都各種学校総連合会が設立され、さらに7月24日には日本各種学校総連合会（日各総連）の発会式が開催されました。いずれも事務所は新宿区役所内に置き、以降、地位向上への運動の拠点となっていました。

1950〔昭和25〕年の朝鮮戦争の特殊な契機に日本経済は上向き始めます。

④ 同時に授業を行う生徒1人あたり2・31㎡以上（115・70㎡を下ることはできない）。

各都道府県は、各種学校の認可基準を条例で定め、行政による指導が行われていきました。

地位向上に向け、全国規模で運動を広げる

各種学校は、急拡大した一方で、未整備な面も少なくありませんでした。そこで、社会的な地位や信頼を確立すべく、未だ

翌1951〔昭和26〕年には、農業・工業・商業・水産の各高等学校長協会の運動で産業教育振興法が制定されます。これらの高等学校の施設・設備に国の補助が始まります。各種学校は産業の振興に貢献する人材を送りながらも、同法の対象とはなりませんでした。

そこで、法人立の各種学校は、1953〔昭和28〕年、日本法人各種学校総連合会（日法各）を結成し、一条校との格差是正に動き出しました。

1957〔昭和32〕年には、大蔵省が「技芸教授業を収益事業とみなして課税する」旨を文部省に伝えました。

これに対する強い危機意識から、日各総連と日法各は、1958〔昭和33〕年、一体化し、全国各種学校総連合会（全各総連）を結成しました。

ベビーブーマーの高等学校進学問題に、「技能連携制度」で対応

昭和30年代、日本は高度成長の道をひた走り、技術者不足とともに、後に団塊の世代と呼ばれる1947～1949〔昭和22～24〕年ごろに生まれたベビーブーマーの高等学校への進学問題が急浮

上げてきます。

1961〔昭和36〕年には、高等学校進学率が60%を超え、地方自治体が進学者の受け入れに追われる中、「技能連携制度」が発足します。これは、文部大臣指定の技能教育施設で学ぶことで、高等学校の単位が修得できるというしくみです。多くの各種学校が技能教育施設となつて、定時制、通信制の高等学校生受け入れに協力しました。

臨調、技術者養成機関として重要性を認める

第2次池田内閣時代の1962〔昭和37〕年、行政改革を進めるための内閣総理大臣の諮問機関として臨時行政調査会(第1次臨調)が設けられました。

その中間報告で、各種学校に対する許可・届出は、文部省の主管からはずし、所轄庁に委ねるべしという趣旨の指摘がありました。

これに対して、全各総連は、公教育としての存立基盤を根底から揺るがすものとして反対に立ち上がりました。

その結果、最終報告は一転し、「各種学校は毎年多数の卒業生を産業界に送っており、技能、技術者養成機関として重要な役割を果たしている」と重要性を強調した上で、「教育内容、経営形態、学

校の規模、修業年限等により、規制の要否を再検討し、その対象範囲を限定する必要がある」と提言しました。

さらに、「各種学校に対する行政は、各省により個別に行われるよりもむしろ教育的見地から原則として文部省に一元化すべきである」としています。

文部省「専修学校構想」を発表、制度改正に動き出す

臨調の答申を受け、文部省は1964〔昭和39〕年、「専修学校構想」とする各種学校制度の改革案を発表しました。

全各総連は、1965〔昭和40〕年の総会で「各種学校教育の課題と方向」を打ち出し、「各種学校をひとつの特色ある学校群として規定し、教育の目的、内容、施設等について、実情に即した宣言規定と基準が設けられることをのぞんでいる」と示しました。

文部省は、全各総連との折衝を経て、1966〔昭和41〕年3月「学校教育法の一部を改正する法律案要項」を作成。閣議決定されました。しかし、外国人学校の扱いをめぐる、朝鮮人学校を中心に反対運動が起こり、上程は見送られました。

法案の成立までに、なお10年近く待たなければなりませんでした。

Data Column

和・洋裁学校に女性が集中

高度成長期、各種学校は、和洋裁を学ぶ女性が圧倒的な数に上っていました。

●1955〔昭和30〕年の各種学校学科別生徒数

■男 ■女

文部省学校基本調査

	0	1千人	1万人	10万人	20万人	30万人	40万人	50万人	60万人	70万人
普通			41355	32973						
農業	182	1849								
工業	84		15037							
自動車	295		12462							
商業		5502	4367							
簿記珠算			57896	58838						
和・洋裁	593							482450		
家庭	124		34456							
栄養	249		17679							
保母		1679								
宗教	584	1209								
産婆、看護婦	31		13200							
鍼、灸	590	341								
理容		4258								
タイピスト		2377								
語学			15370	34115	21169					
美術		1216								
音楽	715		1101	3638						
編物	11									
その他			31820	14555	32723					
合計					194530					763752

1975
昭和50年

「本案は可決となりました」 専修学校制度の誕生

全国各種学校総連合会（全各総連）が、専修学校法案（学校教育法の一部を改正する法案）の成立をめざして、新各種学校制度促進全国大会を開催したのが、1966〔昭和41〕年10月でした。

そして1975〔昭和50〕年、第七十五通常国会で自民党議員全員の賛成による議員立法として提出され、審議の後、7月3日に成立。11日に専修学校制度が公布されました

全各総連が法案成立に向けた取り組みを開始して、およそ10年。閣議決定しては、他に重要法案があるとして審議未了、そして廃案を幾度も繰り返してきました。

その間も粘り強く運動は続けられ、国会議員の間で法案の理解が深まっています。そうした中、文部省が国公私立大学関係団体や各界の代表者に呼びかけて発足した高等教育懇談会が、1974〔昭和49〕年3月に報告書を提出。高等教育計画の策定を提言し、法改正への機運は高まっています。報告書は中等教

育に引き続き大学、短期大学以外の教育機関として各種学校に言及。

「中等教育に引き続き教育の機会を提供するものとしては、これら以外に膨大な各種学校がある。中等教育後の教育の問題については、このような各種学校の意義・役割、大学や短期大学等との関連等をも含めて、広く把握し検討する視点が必要である」と、各種学校は適切に位置づけられるべきである、と指摘しています。

そして、翌1975〔昭和50〕年3月11日、第七十五回通常国会において、専修学校法案（学校教育法の一部を改正する法案）は議員立法として提出されました。2日後の13日には、全各総連は専修学校制度法案期成総決起大会を霞が関の久保講堂で開催。各種学校振興議員懇談会の議員をはじめ百数十人も議員が出席し、各種学校の関係者約1500人が集まって、必ずや法案成立を実現させようというアピールしました。

6月26日午前、法案は衆議院文教委員会でも可決。午後、本会議を通過して、参

議院に送られ、専修学校制度について、次のように説明が行われました。

「第1は、第一条に掲げる学校以外のもので、職業もしくは実際生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ることを目的として所定の教育を行う施設は、これを専修学校とし、他の法律に特別の規定があるもの及び外国人学校を除くこととしております。

第2は、専修学校には、高等課程、専門課程または一般課程をおくこととしております。

第3は、専修学校の名称、設置等の認可、設置者等に関する規定を整備することとしております。

第4は、この法律は、公布の日から起算して6月を経た日から施行することとし、この法律施行の際、現に存する各種学校で専修学校の教育を行おうとするものは、その課程の設置認可を受けることにより、専修学校となることができることとしております」。

7月1日、法案は参議院文教委員会に上程されました。文教委員長から説明が



霞が関の久保講堂で開催された専修学校制度法案期成総決起大会。

行われた後、採決となりました。

傍聴席で全各総連の幹部が固唾を飲んで見守る中、「本案は可決となりました」との文教委員長の声が響きました。

7月3日、参議院本会議において全会一致で可決成立。こうして専修学校制度は7月11日に公布されました。後に「職業教育の日」となったのが、この日です。

7月23日には、全各総連の主催による専修学校制度成立記念祝賀会が東京・四谷のホテルニューオータニで開催され、各種学校振興議員連盟の国会議員、文部省の担当官も参加し、成立を祝いました。その後、文部省は政省令制定の作業に入り、全各総連の意向を取り入れた学校教育法施行令が、12月27日に公布されました。

1976
昭和51年

続々進む専修学校への切り替え

全各総連は全専各連へ組織名称を変更

「専修学校制度」が発足すると、多くの各種学校が専修学校へと認可申請をしました。

初年度は、893校、在籍者13万1000人、翌年度には、約2000校、在籍者35万7000人となり、その後も伸びていきます。

認可にあたって、各都道府県に 対して申し入れを行う

1976〔昭和51〕年1月10日には、前年末の学校教育法施行令を受け、専修学校設置基準が公布されます。

2月12日には、全国各種学校総連合会（全各総連）と全国私立学校審議会連合会が共催して、全国専修学校対策協議会を私学会館で開催。各都道府県が認可をするにあたって、開始期の統一や、校地・校舎自己所有の原則、目的および課程名の併記についてなどガイドラインとなるものを協議しました。

その中では校地・校舎について、次の

ようにしています。

①認可にあたり校地、校舎については自己所有を原則とする。

②校地については新設認可の場合でも、例えば20年程度以上の借地契約がある等、確実な保障があり、永続性があると認められるときは、借地でもさしつかえない。

③校舎については新設認可の場合でも、基準面積を超える部分について、その2分の1まで自己所有であれば、一部が借家であってもさしつかえない。

これらを、各都道府県に対して申し入れました。

切り替えの書類が窓口集中

専修学校制度が成立すると、各学校では、各種学校から専修学校へと切り替えの認可申請に取りかかりました。申請書類は夥しい量に上り、その作成に追われる日々が続きました。

一方、申請書類を受け取る各都道府県

の窓口にとっても、初めてのことであり、なおかつ、大量の書類が集中したために、1976〔昭和51〕年4月の新年度が始まるまでに、切り替えが間に合ったのは、全国でも893校のみでした。

1976〔昭和51〕年度中には、およそ2000校が専修学校の認可を受けています。

専修学校への切り替えにもなつて、全各総連も組織を改めることが必要となり、1976〔昭和51〕年6月の総会で「全国専修学校各種学校総連合会」（全専各連）と改称しました。



1976〔昭和51〕年から使用した服飾の教科書。全国服飾学校協会編。



全国専修学校対策協議会。法律と政・省令の解説をする文部省の担当官。1976〔昭和51〕年、私学会館。

国による専修学校の振興策

初任給、専門学校卒は短期大学なみ、高等専修学校卒は高等学校なみに

専修学校制度創設の具体的な成果は、卒業後の社会の扱いに現れました。

また、「専修学校教育に関する調査研究協力者会議」が発足し、専修学校における教育のあり方や振興策のあり方などについて調査研究が行われました。そこで、将来に向けた活発な議論が交わされたのです。

専修学校制度が創設されると、国などによる振興策が進められていきました。1977〔昭和52〕年度には人事院規則が改正されます。国家公務員の初任給などについての基準は、専修学校について、専門学校（専修学校専門課程）と高等専修学校（専修学校高等課程）の卒業生に対して、修業期間を学歴として算定し、専門学校は短期大学なみに、高等専修学校は高等学校なみに取り扱われるようになりました。

やがて、この扱いが地方公務員、民間企業へと広がっていき、専修学校卒業者の社会的地位を高めていくことにつなが

りました。

また、日本私学振興財団の貸付枠や対象範囲が広げられ、専修学校は一条校と同様の扱いとなります。

さらに税制面では、勤労学生控除、指定寄付金の対象範囲が広がりました。

専修学校における教育、振興策のあり方を探る

全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）の要望を受けて、文部省は1977〔昭和52〕年7月に、「専修学校教育に関する調査研究協力者会議」を発足させました。

協力者会議は、専修学校教育の今後の在り方、振興策などについて、1979〔昭和54〕年7月に報告書を提出します。産業構造や就業構造など社会が変化の中で、学歴偏重ではなく個人の適性などに沿った進路選びをすることが重要で、「教育全体の構造について、その柔軟化や多様化を図ることが今日強く要請されている」としています。

そこで専修学校教育においては、専門

課程は広義の高等教育機関の一環として、高等課程は広義の後期中等教育機関として（この時点では、「広義の」ということが付けられています）、一般課程は生涯教育機関として、それぞれが担う役割に期待。また、国、都道府県の実政、財政措置の必要にも言及し、

「専修学校教育の振興のための当面の措置」として、7つの提言をしました。

- ①教育内容・指導方法などの充実向上。
- ②教員の指導力の向上（専門教育面、生徒指導・進路指導面における研修、教員の補助スタッフの研修）。
- ③生徒の修学上の条件などの整備（経済面での修学援助、災害補償給付などの措置、国家資格・検定についての受験資格などの改善）。
- ④学校経営の健全性の向上（都道府県の助成・日本私学振興財団の貸付事業・税制上の優遇措置などの拡充、個人立などの専修学校への融資に関する



理・美容研修。1981〔昭和56〕年。ダイヤモンドホテル。

関係団体による債務保証などの措置の検討。

- ⑤他の教育機関との連携。
- ⑥理解の促進（企業などへの情報提供と教学面の連携協力、高等学校、中学校の進路指導担当教員などに対する情報提供）。
- ⑦国と地方公共団体の役割など（都道府県における地域の専修学校への振興方策、国における専修学校教育の水準の向上、社会の理解の促進、指定養成に関わる省庁との連絡調整）。

ここで謳われた内容は、その後、振興策の柱として取り組まれていきます。着実に改善が進んだものがある一方、今もなお道半ばのものもあり、継続して、粘り強く改善への取り組みが続けられています。

1978
昭和53年

教職員の資質向上への取り組みを開始 財団法人専修学校教育振興会の設立

専修学校が自らの質を高めるために、新たに、財団法人専修学校教育振興会が設置されます。

これより、全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）による専修学校・各種学校の地位向上の活動は、専修学校教育振興会による教育内容の向上の取り組みと一体となつて進められていきます。

全専各連は、1978（昭和53）年、前身の全国各種学校総連合会（全各総連）から創立20周年を迎え、6月16日、記念の総会と式典、祝賀会を開催しました。

また、式典の前日、6月15日には、財団法人専修学校教育振興会が文部省に設置認可されました。

設立の目的は、「専修学校及び各種学校の教職員の資質向上を図るとともに、その教育及び経営に関する調査研究等を行い、もつて専修学校等における教育の発展に寄与すること」で、教職員の資質向上のための研修を第一の事業に掲げています。



全専各連創立20周年記念式典。あいさつする大沼淳会長。
ホテルニューオータニ。

2年前の1976（昭和51）年度の全専各連の総会での、教員認定などを行う財団法人の設立決議が実を結んだわけです。財団は、全国の支部の意見を反映させて教員研修規定をまとめ、4つの領域の研修、すなわち教職課程研修、専門教科別研修、教職課程指導者研修、指導者特別研修を設けることとしました。教職課程研修は、受講者の学歴や業務経験などに応じて、A類研修、B類研修、特別研修の3つのコースを設け、それぞれ研修科目、履修時間基準を設定している。

きました。さらに、これらの研修を実施するため、財団の本部と都道府県支部に教員研修委員会を置きました。財団の活動は、専修学校の質の充実と確立という点から大きな意義があり、財団設立を機に、専修学校振興の運動もステップアップしていきます。

各都道府県で立ち上がる、 専修学校振興の取り組み

地方自治体でも、専修学校振興に対する取り組みが広がっていきます。

1978（昭和53）年5月には、「東京都専修学校振興方策懇話会」が立ち上がり、翌年10月に「専修学校の振興方策に関する展望と提言」を発表しています。その中で、高等学校が進学準備教育に偏重する一方で、就職準備教育機関としての高等専修学校（専修学校高等課程）の存在意義を指摘しています。

また、2年以上の専門学校（専修学校専門課程）の卒業者に短期大学卒業と同等資格、4年以上の専門学校の卒業者に

大学卒業と同等資格、3年以上の高等専修学校卒業者に大学入学資格を、そして2年の専門学校卒業者に大学の学部3年次への編入資格を付与することを提言しています。

1980（昭和55）年度には県の調査費によって兵庫県専修学校等教育振興調査会が立ち上げられて報告書をまとめます。同様に、同年12月には北海道専修学校等振興方策協力者会議が、翌年5月には大阪府専修学校教育振興懇談会が設けられ、それぞれ報告書を提出しています。

青森県ではいち早く私立専修学校・各種学校経常費補助金（学校法人立対象）が、愛知県では私立学校経常費補助金の実現しています。

これらに加えて、東京都でも1984（昭和59）年度に私立専修学校教育振興費補助事業（高等課程）が始まりました。さらに、私学退職金社団、教職員共済組合などに加入する都道府県が相次ぎ、教職員の福利厚生も充実していきました。

高等教育、後期中等教育を担う機関としての施策を 制度発足5年目に、文部省に専門官が置かれる

専修学校数と在籍者数は、1977〔昭和52〕年度は約2000校・約36万人、1977〔昭和54年〕度には約2400校・約42万人、1984〔昭和59年〕度には約3000校・約54万人と年々伸びていきます。大きく成長する中、全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）はいっそこの振興策を求めた運動を展開していきます。

全専各連は、1979〔昭和54〕年11月、振興決起大会を開催。国会議員54人の参加のもと、次の6点を当局に求めた決議文が決議されました。

『専修学校は、社会の多様化など構造変化に対応する学校教育機関として法制化されたものであり、速やかに各課程をそれぞれ大学、高等学校に並ぶ高等教育または後期中等教育を担う機関として位置づけ、次の施策が具体化されるよう、当局に強く要請する。

①私学振興助成法を改正して、助成の対象とすること。
②都道府県助成を地方交付税の積算基

礎に算入すること。
③高等専修学校の3年制を高等学校と同格とすること。
④学生生徒に育英奨学金制度を適用すること。
⑤教員の研究に奨励助成措置を講ずること。
⑥電気・ガス税を一条校と同等に非課税とすること。』

これらのうち、育英奨学金制度の適用については、翌年3月、「専修学校生徒に対する就学援助に関する調査研究会」の「専修学校の学生・生徒に対する育英奨学について」の報告がまとめられ、日本育英会の奨学金貸与事業が開始されました。

教員の研究に対する奨励助成措置、電気・ガス税の非課税化も同じ年に実現しました。

しかし、私学振興助成法の改正、地方交付税の積算基礎算入、3年制高等専修学校の高等学校同格化は、持ち越されました。

なお、専修学校各種学校賠償保険制度が1979〔昭和54〕年に創設され、1981〔昭和56〕年には専修学校各種学校学生生徒災害傷害保険制度が創設されます。

達成された設備費への補助、実現されない 経常的経費への助成

私学振興助成法は、専修学校法（学校教育法の一部改正）とともに成立しています。

同法は、国は私立の大学、高等専門学校の教育研究にかかる経常的経費について、2分の1以内の補助ができ、都道府県が私立の高等学校以下の経常的経費を補助する場合、国は都道府県に対し、その一部を補助することができることを謳っています。これは以前からの私学助成に法的な根拠を与えたもので、対象は一条校に限られました。

全専各連は、専修学校補助の実現に向けて、1977〔昭和52〕年に全国学校



全専各連の振興決起大会（東条会館）。

法人立専修学校協議会を設け、運動を続けてきました。

そうして1982〔昭和57〕年、学校法人立専修学校（専門課程）の設備費への準用が追加され、翌1983〔昭和58〕年から国庫補助が実現しました。

しかし、専門学校への経常的経費への助成は、2005〔平成17〕年現在も実現していません。

なお、専修学校制度以前、各種学校は文部省管理局の所管でしたが、制度発足後、1979〔昭和54〕年になって、専修学校専門官および専修学校係長が新設されます。その後、1983〔昭和58〕年には、専修学校企画官が新設されました。

1980
1984
昭和55~59年

高等専修学校に立ちふさがる、法の未整備

行政監察で信頼性向上も課題に

第二次ベビーブーム世代の中学校卒業が近づき、受け皿の整備が急がれました。

そこで注目されたのが高等専修学校(専修学校高等課程)ですが、法の未整備から、卒業後の進路は袋小路となっていました。また、1980年代前半は、国費留学生の受け入れ、都道府県での設備費補助などが開始されました。

高等専修学校3年課程の卒業者は、専門学校(専修学校専門課程)への入学資格が認められています。ところが、認可する省庁によっては、入学の基礎資格を高等学校卒としている養成施設の場合、入学資格を得る道を閉ざしているものがありました。

こうしたことが起こるのは、そもそも高等専修学校3年課程卒業後の資格を高等学校卒業と同じとする法的な根拠がないためでした。

大学受験の資格を付与することを法律的に確立するようにすべきである」と求めました。

併せて、資格付与を実現させるには、高等学校の学習指導要領に対応する規定が必要であるとして、高等専修学校としての学習指導基準の制定、それに準拠す

る教育内容などの整備が必要であると提言しました。

1981〔昭和56〕年10月、文部省にも「専修学校教育に関する懇談会」が発足し、高等課程の振興について、専修学校関係者と学識経験者に意見が求められていきます。

社団法人 全国経理学校協会 試験受験資格認定



昭和59年4月、全国経理学校協会の簿記検定試験上級合格者に税理士試験の受験資格が認定される。祝賀会であいさつする坂田道太会長。1984〔昭和59〕年、東京・サンシヤインプリンスホテル。

懇談会は1982〔昭和57〕

年6月、「高等専修学校の振興について」をまとめ、当面の措置として、中学校における高等専修学校への進学指導の充実、高等専修学校の教育課程の編成・履修方法の改善、高等専修学校間の連携・協力・就学援助、特定分野における公立校の設置などとともに、3年課程修了者への大

卒業後の進路について

人間形成の途上にある青少年にとっては、卒業

後の進路として多くの可能性が開かれている教育機関により魅力を感じるのには自然なことであり、教育に生き生きとした活力を与えるためには教育機関相互の流動性をできるだけ高めることが望ましい。このため、高等専修学校についても、3年以上の課程を修了した者には、その履修内容を検討のうえ大学入学の道を開くような方策を進める必要がある。

こうした動きを踏まえ、文部省は、1983〔昭和58〕年5月、大学制度弾力化の一つとして、3年制高等専修学校修了者にも大学入学資格を与えることを、大学審議会に諮りました。

専修学校急増と、生ずる問題への対処

専修学校が急増する中、総務庁は1977〔昭和52〕年、1980〔昭和55〕年と行政監察を行いました。無資格教員設置基準以下の専任教員数など信頼性に関わる問題や、高等課程と専門課程との

合同授業、職業紹介など規定に関わる問題が明らかになってきます。

また、学生の獲得をめぐる学校間の競争も激しくなり、募集時期が早期化します。そこで、全国専修学校各種学校総連合会（全専各連）では1981〔昭和56〕年度の定例総会で「専修学校の入学願書（推薦入学を含む）受付開始日を入学時期の5か月前以降（4月入学の場合は11月以降）とする」としました。

国費留学生の受け入れ

1982〔昭和57〕年度からは専修学校への国費留学生の受け入れが開始されました。初年度は14名を受け入れました。文部省は、受け入れる留学生と外国人の教師について、入国手続きを法務省と協議。同年度11月2日付で、専修学校も大学院・大学・短期大学と同様の在留資格の適用を受けることなどを関係者に通知しました。翌1983〔昭和58〕年には、財団法人日本国際教育協会の外国人留学生医療費補助制度が、専修学校の留



OA時代に対応した高等専修学校の授業風景。

1980年代前半の様々な進展

専修学校は、学校教育法に位置づけられたことよって、新卒者の進路先としての認知が急速に高まっていきました。高等学校の新規卒業者が専門学校に入る比率は、1977〔昭和52〕年で6・9%でしたが、1983〔昭和58〕年には10%台に乘ります。

専門学校への進学率が大きく伸びたのは、時代を先取りする教育が高校生の学習意欲に応えたからであるとともに、国の高等教育政策が、大学、短期大学の新增設を抑制したことも背景にあります。

専修学校が学生、生徒を増やす中、国、都道府県による補助の制度も進展をしていきます。

1982〔昭和57〕年、私学振興助成法が一部改正されます。学校法人立専門学校が大型設備を購入するのに、必要な経費の2分の1以内を補助するもので、1983〔昭和58〕年度から、文部省で専修学校大型教育装置設備整備費補助が予算化されました。

都道府県では中小型教育装置設備整備費補助の創設が相次ぎます。

また、教員のレベルアップに対して、文部省によって様々な事業が打ち出されていきます。財団法人専修学校教育振興会が1978〔昭和53〕年に設立されてから、文部省による専修学校教員への研

修事業として、1978〔昭和53〕年に専修学校教員研修事業費補助、1979〔昭和54〕年に専修学校教員国内派遣研修、1981〔昭和56〕年に専修学校教員海外派遣研修が開始されました。

また、同じく文部省による調査・研究事業として、1980〔昭和55〕年には教員の自主的な研究を対象とする専修学校教員研究奨励費補助事業、1984〔昭和59〕年には教育内容改善のための研究を奨励する専修学校教育内容等改善研究協力校事業が始まりました。

税制面では、同年、学校法人立専修学校の寄付金の損金算入限度額が、当期の所得金額の30%相当額から、当期の所得金額の50%相当額または200万円のいずれか大きい金額に引き上げられました。